

## 農産物検査員育成研修テキスト(令和5年度版)の一部訂正について 2

「農産物検査員育成研修テキスト(令和5年度版)」21頁の「農産物検査法三段表」の「農産物検査法第38条」の条文に昨年4月に公布された「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の未施行部分を反映した修正を行ったため、現行条文と異なる内容となってしまいました。

度重なる訂正で恐縮ですが、お詫びして以下のとおり訂正いたします。

正	誤
第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。	第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。